

敦賀市U・ターンプラスワン移住支援金事業(世帯向け) 制度概要

○対象者要件

①年齢に関する要件

1. 補助対象者が令和2年4月1日時点において45歳未満であること

②移住元、移住先に関する要件

(ア) 移住元に関する要件

1. 住民票を移す直前に、5年以上連続して福井県外に居住していたこと

(イ) 移住先に関する要件

1. 令和2年4月1日以降に敦賀市に転入したこと
2. 移住支援金の申請時において、敦賀市に転入後3ヵ月以上1年以内であること
3. 移住から5年以上継続して敦賀市に居住する意思があること

(ウ) その他の要件

1. 世帯での移住であること
2. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
3. 日本人である、または外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

③就職に関する要件

1. 家業(3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業)への就業でないこと
2. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3か月以上在職していること
3. 当該法人に5年以上継続して就業する意思があること
4. 転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、新規雇用を伴う移住であること

④世帯に関する要件

1. 2人以上の世帯員がいずれも、移住元において同一世帯に属していたこと
2. 2人以上の世帯員がいずれも、申請時において同一世帯に属していること
3. 2人以上の世帯員がいずれも、令和2年4月1日以降に敦賀市に転入したこと
4. 2人以上の世帯員がいずれも、申請時において本市に転入後3か月以上1年以内であること
5. 2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

○交付金額 【支給上限額100万円】

区分	要件	支給金額
基本額		60万円
加算額	関西圏、中京圏からの移住	10万円
	未就学児1人あたり	20万円

※関西圏・・・大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県

※中京圏・・・愛知県、岐阜県、三重県

○返還条件

返還対象者		返還金額
市外への転出	申請日から3年未満	全額
	申請日から3年以上5年未満	半額
申請日から1年以内の辞職		全額
虚偽の申請等		全額